



埼玉県報

第604号
令和7年(2025年)
4月1日
火曜日

目次

管理規程

- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 西吉見南部土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 見沼代用水土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可（農村整備課）
- 東松山都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 草加都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 行政区域の境界に係る管理に関する協定の締結（道路環境課）
- 越辺川高麗川水害予防組合の廃止（河川砂防課）
- 指定水防管理団体の指定（河川砂防課）
- 県道さいたま東村山線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道武蔵嵐山停車場線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道武蔵嵐山停車場線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 一般国道462号の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 一般国道462号の道路の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道利根川自転車道線の指定（行田県土整備事務所）
- 県道利根川自転車道線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道利根川自転車道線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道三郷松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道三郷松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 教育行政相談に関する事務を行う職員の指定（教委・総務課）

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表備考中「100分の101.571」を「100分の101.39」に改める。

第五条の二中「に規定する管理者」を「の規定により下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第六条第一項中「の規定により下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「に規定する管理者」に改め、同条第二項中「八・三分の十」を「八・五分の十」に、「十一・三分の十三」を「十一・五分の十三」に改め、同項第一号中「百分の八・三」を「百分の八・五」に改め、同項第二号中「百分の十一・三」を「百分の十一・五」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第六条の二 条例第十条の二に規定する管理者が定める場所は、職員の給与に関する条例第十一条の二第一項の規定に基づき在宅勤務等手当が支給される場所とする。

第七条に次の一号を加える。

六 公害調査等業務手当

第十一条の二の次に次の一条を加える。

（公害調査等業務手当）

第十一条の三 公害調査等業務手当は、職員が公害防止のためにガス、粉じん等有毒物、高熱、騒音等を発散する場所において行う調査の業務で管理者が定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき三百七十円とする。
別表第一を次のように改める。

	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		

別表第一（第二条関係）

下水道企業職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			

別表第七（第十五条関係）
会計年度任用職員の報酬等基準額表

職種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの
	月額	月額
	円	円
1	190,617	228,784
2	192,347	229,917
3	193,959	230,966
4	195,584	232,150
5	197,217	233,197
6	198,927	234,319
7	200,550	235,427
8	202,184	236,550
9	203,793	237,660
10	205,517	238,672
11	207,241	239,750
12	208,984	240,599
13	210,317	241,584
14	211,917	242,455
15	213,527	243,234
16	215,048	244,084
17	216,584	244,756
18	218,191	245,395
19	219,850	245,973
20	221,450	246,612
21	223,117	247,188
22	224,784	247,829
23	226,150	248,405
24	227,450	248,950
25	228,787	249,433

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第十一条の三の改正規定は、令和七年一月二十八日から適用する。

（号給の切替え）

2 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において埼玉県下水道局職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第一の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（以下次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に依じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

イ 下水道企業職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	

85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「午後零時」を「所属長が承認した時間」に改め、同条第五項第一号中「をいう」を「（第九項及び第七条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同条第九項中「始業及び終業の時刻について」を削り、「考慮して」及び「なるように」の下に「、第六条の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加える。

第四条第二項中「午後零時」を「所属長が承認した時間」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、所属長は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、管理者が別に定めるところにより、同項に規定する休憩時間を所属長が承認した時間から一時間とすることができる。

第六条第一項ただし書中「、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員（別に定める者に限る。次項において同じ。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、別に定めるところにより、週休日を設けることができ」を削り、同条第二項中「、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員については当該職員の申告を考慮して」を削り、同項ただし書を削る。

第七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第三条第九項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第十二条の二の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十二条の三 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十二条の四 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、副課長」を削り、「及び主任工事検査員」を「、主任工事検査員、管路対策幹及び副課長」に改める。

第十五条第三項第五号中「前四号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「調整幹」の下に「、管路対策幹」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 代決する事案が、管路対策幹の職務として指定された事務の範囲にある場合は管路対策幹

別表第二第十号局長専決事項の欄22の次に次のように加える。

23 局長の在宅勤務に関すること。

別表第二第十号参事専決事項の欄6の次に次のように加える。

7 参事の在宅勤務に関すること。

別表第二第十号契約局長専決事項の欄6の次に次のように加える。

7 契約局長の在宅勤務に関すること。

別表第二第十号総合技術センター所長専決事項の欄6の次に次のように加える。

7 総合技術センター所長の在宅勤務に関すること。

別表第二第十八号局長専決事項の欄中「第二十二條の五」を「第二十二條の四」に改める。

別表第三専決事項の欄第六十二号を第六十三号とし、第十二号から第六十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 職員 の在宅勤務に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表課の項を次のように改める。

課	
課付	管路対策幹
	副課長
	上司の命を受け、管路対策に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	上司の命を受け、課の特定事項に従事する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西吉見南部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	杉田 金三郎	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千六百七十五番地

同	森田 克未	同 同 同 久米田九百三十二番地
---	-------	------------------

二 退任

職名	氏名	住所
理事	小島 太郎	埼玉県比企郡吉見町大字久米田六百九十番地
同	戸田 秀男	同 同 同 南吉見千六百六十九番地

告 示

埼玉県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間市大字新光五一〇番一
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和七年三月二十六日認可した。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

見沼代用水土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県久喜市

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

東松山市

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画道路事業三・四・五号駅前西通線

三 事業施行期間

令和七年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県東松山市箭弓町二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告示

埼玉県告示第二百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・三・十一号産業道路及び

三・四・二十号与野東口駅前通線

三 事業施行期間

令和七年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市浦和区上木崎三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目、

大宮区北袋町二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第二百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

八潮市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画道路事業三・四・十三号八潮越谷線

三 事業施行期間

令和七年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県八潮市大字大曾根地内

ロ 使用の部分

なし

告示

埼玉県告示第二百六十二号

行政区域の境界に係る道路の管理について、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により東京都知事と協議して次のとおり定めたとので、同条第五項の規定により公示する。

その関係図書は、令和七年四月一日から三十日間、埼玉県県土整備部道路環境課において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 路線名、位置、種別、管理区間及び管理者

路線名	位置	種別	管理区間	管理者
さいたま東村山線	東京都清瀬市上清戸一丁目 東京都清瀬市松山一丁目	道路	位置の欄に掲げる位置内延長	東京都

二 管理の内容

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第五条各号に掲げるもの、新設、改築（橋りょうの架替えを含む。）、区域変更行為及び供用開始行為（公示行為を含む。）以外の管理

三 施行年月日

令和七年四月一日

告 示

埼玉県告示第二百六十三号

水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により、越
辺川高麗川水害予防組合を廃止した。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第四条の規定により、坂戸市、毛呂山町及び越生町を水防上公共の安全に重大な関係のある指定水防管理団体に指定する。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 田 中 久 義

<p>路線名</p>	<p>さいたま東村山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>新座市新堀二丁目一七五番五地先から 同市新堀三丁目一番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和七年四月一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成三十年四月十日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八九七・九一メートル</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 武蔵嵐山停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
比企郡嵐山町大字菅谷字東側一三五番一七地先から同郡同町大字菅谷字東側一三四番一三地先まで	比企郡嵐山町大字菅谷字東側一三五番二五地先から同郡同町大字菅谷字東側一三四番一三地先まで	区 間
八・七九〇・一〇・四三	八・七九〇・八・九六	敷地の幅員 (メートル)
一七四・〇〇	二〇七・〇〇	延長 (メートル)
道路法第二十四条に基づく承認工事による。 なお、旧の一部は嵐山町道として引き継ぐ。		備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信孝

<p>武蔵嵐山停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡嵐山町大字菅谷字東側 一三五番一七地先から 同郡同町大字菅谷字東側一三四番一三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和七年四月一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和七年四月一日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一七四・〇〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒 井 敦 司

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百六十二号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市児玉町児玉字仲町七三番一 先から同市児玉町八幡山字鍛冶町一 九四番一地先まで（ただし、関係図面 に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和七年四月一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十五年八月六日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第九号及び令和二年 四月二十四日付け埼玉県本 庄県土整備事務所長告示第 四号で告示した道路予定区 域の一部供用開始である。延 長三六五・六〇メートル</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒 井 敦 司

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 四百六十二号 本庄市児玉町児玉字仲町七三番一地先から

同市児玉町八幡山字鍛冶町一九四番一地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和七年四月二日

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

<p>旧 新 B</p>	<p>旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>羽生市小松台一丁目六〇三番二七地先から 同市北二丁目七三三番一地先まで</p>	<p>羽生市大字下岩瀬字下岩瀬五三六番四地先 から 同市大字本川俣字堤根七三六番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・八〇〇 二九・八六</p>	<p>七・五四〇 一八・〇二二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四九五八・四〇</p>	<p>二七〇六・九四</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
	<p>旧 A の一部は、羽生市道として 引き継ぐ。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

利根川自転車道線	路線名
行田市大字酒巻字宅地一九八二番二地先から 同市大字酒巻字堤外二〇八三番二地先まで	指定する道路の部分
令和七年四月一日	指定の期日
国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工事に伴う迂回路 設定	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>行田市大字下中条字上元屋敷一六二二番一地先から 同市大字酒巻字堤外二〇八三番二地先まで</p>	<p>行田市大字下中条字上元屋敷一六二二番一地先から 同市大字酒巻字堤外二〇八三番二地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>三・五〇〇 一三・九〇</p>	<p>三・二〇〇 五・七〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一七五三・四〇</p>	<p>一八一四・〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工事に伴う迂回路設定</p>			<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

利根川自転車道線	路線名
行田市大字酒巻字宅地一九八二番二地先から 同市大字酒巻字堤外二〇八三番二地先まで	供用開始の区間
令和七年四月一日	供用開始の期日
令和七年四月一日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五四・九〇メートル	備考

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新旧 B	旧 A	旧 新 別
吉川市大字鍋小路字蛇畔一九四番一地先から 同市大字八子新田字蛇畔一四二番一地先まで	吉川市大字鍋小路字蛇畔二〇一番五地先から 同市大字八子新田字蛇畔一四五番地先まで	区 間
一一・五〇ゝ 一六・〇〇	一〇・三五ゝ 一三・五〇	敷地の幅員 (メートル)
七五六・〇〇	八二〇・〇〇	延 長 (メートル)
	吉川河川防災ステーション 事業に伴う付替え道路の新 設に伴う区域の変更である。 旧 A は令和七年四月一日付 けで一部区間を吉川市に引 継ぎ、残区間は廃道とする。	
		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
	三郷市前間字大月一七番一地先から 同市小谷堀字大月通三四六番五地先まで	三郷市前間字大月一三四番三地先から 同市小谷堀字大月通三四三番一地先まで	区 間
	一一・二五〇 四八・八七	八・〇〇〇 一一・二三	敷地の幅員 (メートル)
	四四八・一二	二二五・一九	延長 (メートル)
		旧Aの一部は三郷市道 として引き継ぐ	備 考

告 示

埼玉県教委告示第十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第八項の規定により、教育行政に関する相談に関する事務を行う職員として次のとおり指定し、令和七年四月一日から施行する。

令和六年埼玉県教委告示第十二号（教育行政相談に関する事務を行う職員の指定）は、令和七年三月三十一日限り、廃止する。

令和七年四月一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育局参事付政策調整・広聴広報担当